

令和7年1月31日

関係者各位

愛媛県知事指定検査機関  
公益社団法人 愛媛県浄化槽協会  
会長 加藤 正之

浄化槽法定検査手数料の改定について（お知らせ）

平素より、水環境の保全及び公衆衛生の向上のため、浄化槽の適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、法定検査の手数料につきましては、平成12年(2000年)の改定から、約25年間、現行の手数料を維持するよう努力して参りましたが、近年の大幅な物価上昇の影響など、企業努力だけでは今後の継続した事業運営が極めて困難な状況となりましたことから、やむを得ず見直す運びとなりました。

手数料の見直しにつきましては、愛媛県知事よりその承認を受け、令和7年(2025年)1月31日付けで告示されましたことから、令和7年4月1日から下表のとおり新たな手数料に改定させて頂くこととなりました。

このたびの手数料改定につきましては、関係者の皆さまにご負担をお掛けしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

人槽	7条検査手数料		11条検査手数料	
	現行(円)	4月1日以降の 手数料(円)	現行(円)	4月1日以降の 手数料(円)
5～10	6,500	10,000	5,000	6,000
11～20	8,000	11,500	8,000	9,000
21～50	9,500	13,000	9,500	10,500
51～100	11,000	14,500	11,000	12,000
101～300	12,000	15,500	12,000	13,000
301～500	13,000	16,500	13,000	14,000
501～	16,500	20,000	16,500	17,500

- 7条検査とは、浄化槽を使い始めて、3か月後から5か月の間に実施する検査で、工事の状況や放流水を採水後、BOD検査等を実施して総合的に設置の状況を判断します。
- 11条検査とは、7条検査後、以降毎年1回実施する検査で、浄化槽の放流水を採水後、BOD検査等を実施して浄化槽の機能判断を行います。

【問合せ先】 検査部 管理課  
電話 (089) 923-9313 FAX (089) 925-0711